

令和6年度第2回三重県ひきこもり支援推進委員会 委員発言概要

日 時：令和6年9月3日（火）13時45分～15時45分

場 所：三重県庁講堂棟 第131会議室

出席者：別添出席者名簿のとおり

（1）知事挨拶

【一見知事】

- ・本日は今年度第2回の推進委員会。今回から、第二期計画の本格的な議論に入る。
- ・全国では146万人のひきこもり当事者がいて、三重県内でも約2万人と推計。
- ・不登校支援として、フリースクールへの支援等に取り組んでいるが、学齢期からひきこもりになる当事者だけではなく、あらゆる年齢の方々に対して支援の手を差しのべていくことが必要。
- ・三重県では、県議会議員の方々が熱心にひきこもり支援に取り組んでおり、県内でフォーラムを開催。第1回は令和3年4月に四日市で開催、その後、津、松阪、伊勢と開催し、今年の桑名で5回目。
- ・本年8月、ひきこもり当事者・ご家族の方を対象にアンケート調査を実施。これから集計・分析していくが、直接、当事者やご家族の声を聞くことが重要。
- ・今後、この委員会において議論いただきたい論点の一つは、市町と県との連携、役割分担をどうしていくかということ。
- ・もう一つは、支援立法の動きもあり、その動きを見ながらにはなるが、県において条例等の整備が必要なのかどうかも議論いただければと思う。
- ・県内のひきこもりの方々の居場所については、かつて20か所ほどだったが、現在45か所に増えている。ただ、地域偏在もあるため、どのように解消していくかということも課題。
- ・第二期計画を充実したものにするため、ぜひ皆様方の忌憚のないご意見をお願いしたい。

（2）「第二期三重県ひきこもり支援推進計画」骨子案について

資料1に基づき、小松地域共生社会推進監から説明後、意見交換

【斎藤委員】

- ・家族支援の項目において、家族教室について触れられているが、家族会についてはどのような状況か。

【楠本ひきこもり地域支援センター長】

- ・ひきこもり地域支援センターでは、以前よりひきこもり家族教室を開催。以前は津地域だけで開催していたが、計画策定以降、県内3か所で開催。県内の家族の集まりが増えてきたことから、県において今後、家族教室をどのように開催していくか検討していきたい。

【斎藤委員】

- ・ 家族支援に関して、家族同士が情報交換し合えるような場、もしくは互いにモチベーションを高められるような機会として家族会は非常に有効。
- ・ 当事者支援に関して、8050問題の次の状況として、親亡き後の孤立状況というものが類型化してくることが予想される。孤立している高齢のひきこもり当事者の方々は、支援に対しても拒否的になるケースが多い。支援に対するアクセスが難しい人々がこれから増加していく状況において、定期的かつ継続的な訪問支援がなされることが望ましい。
- ・ 最近多くみられるケースは、要介護の親と同居しているひきこもり当事者。このようなケースにおいて、親の介護に関する支援はしっかりできていても、ひきこもりの息子や娘に関しては放置されるという状況がある。高齢者へのサポートとひきこもりへのサポートとの連携不足が生じることもあり得るので、包括的に支援する仕組みがあるとよい。

【平井委員】

- ・ 「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合が目標数値に対して実績が低いのはなぜなのか、要因分析が必要である。
- ・ AIによる相談が実用化できるようになった。人に相談することを躊躇する当事者でも、AIであれば相談できるということもあると思う。
- ・ 早期発見、早期対応について、状況を早期に把握することがなかなか難しい。当事者本人が自ら相談するのはエネルギーが必要なことなので、周囲で気づくための工夫に注力すべき。支援機関だけでなく、気づいてくれる住民の方を増やしていくことも必要。

【伊藤委員】

- ・ フォーラムやネットワーク会議、相談支援マニュアルなど、市町に対する県の後方支援の取組について、現れている成果も含め、計画には記載されていた方がよいと思う。
- ・ 地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制を構築していくことや、重層的支援体制整備事業が県内で進んでいて、ひきこもり支援に繋がっているということも表記していった方がよいと思う。

【山本委員】

- ・ 前回の実態調査では、民生委員・児童委員協議会で実施した。なかなか実数把握というのは難しかったが、定例会等で委員からの話を聞いていると、思っている以上に事例はあると感じている。今後、実数把握のための調査も実施していくべきだと思う。

【川瀬委員】

- ・どこからどこまでを“ひきこもり”というのか、考えさせられる事例がある。親の都合で一步も外へ出られないような子もいて、ひきこもり以外の問題が重なる事例もある。
- ・いろいろな角度からの取組が挙げられているが、こういうことはどこに該当するのだろうかと思うことがある。市町の中でどこが先頭を切って、どのように動かしていくのか、明確化されていない。

【堀部委員】

- ・ひきこもりの当事者は基本的に自己肯定感が低いので、言われたことしかできず、その中で喜びを見つけようとするのができないことが多い。
- ・当事者であった人でも、長く働き続けられるように、企業の受け入れ体制として、ブラザーシスター制度のようなものが必要ではないかと思う。
- ・今回の実態調査は、当事者等の回答数は限られてくると思うが、当事者の心の中のことをよく聴いてくれるアンケートになっていたと思う。

【浦田委員】

- ・国の来年度予算の概算要求の中で、サポートステーションに心理面の相談員を配置する内容が入っていた。
- ・就労移行支援事業所や就労準備支援事業所は、連携先として捉えている。ただ、就労移行支援事業所が少ない地域があり、検討していく必要があると思う。
- ・ひきこもり当事者にはそれぞれのペースがあって、就労に至るまで時間がかかることがある。自治体の部署によっては就労を目標として、当事者の思いとは別に訓練や就労体験を早く進めようとするところがある。関連部署にひきこもりの認識が共有できるようにした方がよいと思う。

【平井委員】

- ・複雑な課題を抱えているケースにおいては、アセスメント、問題の整理が必要になる。どのような問題がどのようにつながっていて、どのような解決策が考えられ、どのような目標が設定できるのか、コーディネーターやワーカーが調整する仕組みが必要なのだと思う。
- ・当事者の就労につなげてもらえる事業所もあるので、協力事業所としての役割や位置付けを依頼していくこともできるのではないかと。

【野村委員】

- ・学校現場のケースで家庭を訪問し、家族に問題を抱えていることがわかり、家族支援で関係機関と連携しようとしても、個人情報への壁を感じることもある。支援者への後方支援という視点から、支援がなぜ停滞しているのかを聴いてもらえると、仕組みづくりのヒントになるのではないかと。

【伊藤委員】

- ・ これまでも、教育と福祉がうまく連携することが課題と言われてきている。今月、学校の校長会でひきこもり支援について説明する機会を設けてもらうことにしている。不登校の児童生徒が学校に行けなくても、ひきこもりの居場所に来て、早くから福祉とつながることがあってもよいのではないかという話をしようと思っている。このような取組を県内に拡げていけるとよいのではないか。

【倉田委員】

- ・ 認知症の初期集中支援チームが、全国で展開されていると思うが、鈴鹿亀山圏域では7年かけて、民生委員や地域包括支援センターの協力により、早期に初期集中支援チームに連絡が入るようになった。うまくいったシステムに倣って仕組みをつくっていくということも考えられるのではないか。
- ・ 人材育成において、どのような人に力を発揮してもらうかについては、有資格者ではないにしても誰でもよいではなく、このような人というターゲットを設定して育成していく方がよいのではないか。
- ・ アウトリーチ支援は“ソフトなお節介”というのは腑に落ちる言葉だと思うが、どこまで介入すべきなのか、パートナーリズムの行使について日々悩んでいる。

【斎藤委員】

- ・ パターナリスティックにケースに関与すると、関係が切れてしまう印象がある。支援の中断というリスクを考慮すると、この時点からはパターナリズムを行使するという一般的な線引きは難しいと思う。厚生労働省で策定しようとしている支援者向けハンドブックの検討においても、徹底してパターナリズムは排除される方向。ただ、全く無用ということでもなく、必要になる場面は、個々のケースを支援するプロセスの中で発見できるものと認識している。

【平井委員】

- ・ ひきこもりサポーター養成講座の参加者の中には、とても関心の高い方がいて、そういう人は熱心に支援に取り組む。そのような関心を持った住民を多く育成して、ひきこもりのことを深く理解している住民を増やしていくことが大事なことだと思う。

【野村委員】

- ・ 誰かが寄り添って一緒に学校まで行ってくれたら、学校で楽しく過ごせるという不登校の児童生徒がいて、伊賀市社会福祉協議会と連携する中で、ひきこもりサポーターの方が一緒に登校することを提案してくれた。こういうサポートは、公的サービスにはないし、無償でサポートしてもらえらることもあって、非常にありがたかった。

【倉田委員】

- ・人材育成について、コーディネーターを養成するという話も出ていたが、ひきこもりという概念的な枠組みだと広すぎるので、漠然としたものになってしまわないかという懸念がある。5年間という計画期間の中で、例えば最初の2～3年間は全体的な裾野を広げることとし、後の2年間は専門的な人材を育成していくなど、段階的に行っていくことが必要。

【浦田委員】

- ・就労移行支援事業所の活用という話があって、障害者手帳がなくても、医師の意見書で利用できると思うが、医師が意見書を出す程ではない人も多数いる。そういう人でも就労移行支援事業所を活用できるような、特区のような仕組みができれば、地域によっては活用が進んでいくのではないか。

【平井委員】

- ・ジョブサポーターのように、事業所に一緒に行って、当事者本人に付き添いながら一緒に作業して、本人のどこに課題があるかを把握した上で、企業に就業できるよう調整するという仕組みがあるとよい。